

令和3年度 商店街等モデル創出普及事業 実施商店街選定基準

1. 本選定基準について

新しい生活様式に沿った商店街活性化のモデル創出を図るため、「商店街等モデル創出普及事業（モデル創出事業）」を実施する商店街を選定するにあたり、実施商店街選定基準を定める。

2. 選定基準

組織的に自主的な感染症対策や需要喚起に取り組むとともに、新しい生活様式（ニューノーマル）に沿った「ICT 活用」や地域内経済を循環させる「バイローカル」に取り組む意欲が高い商店街等組織のうち、次の（1）又は（2）に該当する商店街等組織であること。

- （1） 令和2年度大阪府商店街感染症対策等支援事業のモデル商店街（107商店街）
- （2） 上記（1）と同程度の感染症対策を実施していると府が認める大阪府内の商店街

3. 選定にあたっての留意事項

実施商店街の選定にあたっては、特定のエリア及び特定の団体に加入している商店街等組織に偏ることがないように留意し、商業団体に加入していない商店街等組織も含めて選定すること。

4. 事業実施商店街に求める責務等

- （1） 商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。
- （2） 本事業の情報発信・成果普及の取組みに積極的に協力すること。
- （3） 事業実施中、実施後等のアンケート調査などに積極的に協力すること。
- （4） 感染症拡大防止に留意しつつ、生活必需物資販売など府民の社会生活を維持する上で必要な店舗の営業に努めること。
- （5） 組織的に自主的な感染症対策や需要喚起に引き続き取り組むこと。